

兵庫県公報

令和5年5月9日 火曜日 第411号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 令和5年度クリーニング師試験の実施（生活衛生課）	1
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産漁港課）	2
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	11
○ 同 上（同）	11
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	11
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	12
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	12
○ 入札公告（物品管理課）	12
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	18

告 示

兵庫県告示第529号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和5年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和5年5月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 試験日時
令和5年8月22日（火）午前10時から
- 試験場所
神戸市東灘区御影中町8-4-14 BEAUTY ARTS KOBE 日本高等美容専門学校
- 試験科目
 - 筆記試験
 - 衛生法規に関する知識
 - 公衆衛生に関する知識
 - 洗濯物の処理に関する知識
 - 技能試験
 - 繊維の鑑別
 - 薬品の鑑別
 - ワイシャツのアイロン仕上げ（しめしこみ作業含む。）
- 受験資格
学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
- 受験手続
 - 提出書類等

ア 受験願書

兵庫県保健医療部生活衛生課及び県内各健康福祉事務所又は保健所等（神戸市にあつては各衛生監視事務所。姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市にあつては各保健所。以下同じ。）において配布する。

イ 写真1枚

出願前6箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさとし、その裏面に氏名を記入したもの。

ウ 履歴書

エ 受験資格を証する書類

卒業（修了）証明書の原本、卒業（修了）証書の写し、資格認定書の写しのうちいずれか。ただし、写しの場合は、提出先の健康福祉事務所若しくは保健所等又は兵庫県保健医療部生活衛生課において、本証と照合し、相違ない旨の確認を得たもの。

オ 受験者の氏名等が上記エに掲げる書類に記載されている氏名等と異なる場合は、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書（外国人にあつては、住民票の写しその他の当該者に係る書類であることを証する書類）を提示すること。

(2) 提出期間

令和5年7月3日（月）から同月7日（金）までの毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に原則持参すること。

兵庫県内に住所を有しない者及び兵庫県内に住所を有するがやむを得ず郵送する者については、令和5年7月7日（金）までの消印のある簡易書留に限り兵庫県保健医療部生活衛生課にて受け付ける。

(3) 提出先

ア 兵庫県内に住所を有する者

住所地を管轄する健康福祉事務所又は保健所等

イ 兵庫県内に住所を有しない者

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県保健医療部生活衛生課

なお、兵庫県内のクリーニング所に勤務する者で、受付時間内に上記ア又はイに提出することが困難な者については、就業地を管轄する健康福祉事務所又は保健所等に提出することができる。

(4) 手数料

7,000円（兵庫県収入証紙または電子納付による）

なお、受験願書受付後、手数料は返還しない。

6 携帯品

受験票、筆記具（黒鉛筆及び消しゴム）、昼食、カッターシャツ1枚

【カッターシャツの規格】

えり付き、大人男性用、白無地、長袖、綿100パーセント、形状記憶処理のしていないもの、背中にタックのあるもの、事前にプレスされていないもの

7 合格者の発表

(1) 日時

令和5年9月25日（月）午前10時（ホームページには同日正午公開）

(2) 場所

兵庫県保健医療部生活衛生課及び県内各健康福祉事務所又は保健所等において合格者の受験番号を掲示する。

~~~~~

## 兵庫県告示第530号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船及び網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年5月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区  | 制限措置                         |          |                   |          |       |    |           |
|-----|------------------------------|----------|-------------------|----------|-------|----|-----------|
|     | 漁業種類                         | 操業区域     | 漁業時期              | 推進機関の馬力数 | 総トン数  | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 神戸市 | 手繰第2種漁業<br>こぎ網漁業             | 別記1の1    | 周年                | 別記2      | 5トン未満 | 1隻 | 定めなし      |
|     | 手繰第2種漁業<br>ちんこぎ網漁業           | 別記1の1    | 周年                |          |       |    |           |
|     | 手繰第2種漁業<br>いかなごぱっち網漁業        | 別記1の2及び3 | 2月5日から7月15日まで     |          |       |    |           |
|     | その他の小型機<br>船底びき網漁業<br>板びき網漁業 | 別記1の4    | 周年                |          |       |    |           |
| 家島町 | 手繰第2種漁業<br>こぎ網漁業             | 別記1の5    | 周年                | 別記2      | 5トン未満 | 1隻 | 定めなし      |
|     | 手繰第2種漁業<br>ちんこぎ網漁業           | 別記1の5    | 4月1日から10月20日まで    |          |       |    |           |
|     | 手繰第3種漁業<br>そろばんこぎ網漁業         | 別記1の6    | 4月1日から11月20日まで    |          |       |    |           |
|     | 手繰第3種漁業<br>まんが漁業             | 別記1の7    | 10月20日から翌年4月30日まで |          |       |    |           |
|     | その他の小型機<br>船底びき網漁業<br>板びき網漁業 | 別記1の8    | 4月1日から12月31日まで    |          |       |    |           |
|     |                              | 別記1の9    | 6月1日から12月31日まで    |          |       |    |           |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和5年5月9日から同年6月9日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

| 地区  | 条件                                |
|-----|-----------------------------------|
| 神戸市 | 別記3の1、3、4、6から11まで、14、15、17、22     |
| 家島町 | 別記3の2、4から9まで、12から14まで、16、18から22まで |

別記1 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く。」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

1 神戸港第4突堤南東端より164度の線以西の神戸市海面及び同突堤南東端より164度の線以东の兵庫県海

面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。

- 2 神戸市須磨区妙法寺川河口右岸から174度の線、淡路市仮屋港南防波堤灯台中心点から大阪府泉大津市泉大津沖埋立処分場2号灯中心点を見通した線、神戸市垂水区平磯灯標中心点から174度の線及びその延長線並びに神戸市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 3 北緯34度33分56秒東経135度1分5秒の点（淡路市赤崎）から123度の線、同市津田の鼻突端から123度（マイルポスト見通線）の線の間にあつて最大高潮時海岸線から2,000メートルの距離の線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から500メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 4 大阪湾における禁止解除区域のうち操業区域の1
- 5 東播磨港高砂西防波堤灯台より播磨灘北航路第9号灯浮標を見通した線以西の姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 6 東播磨港高砂西防波堤灯台より225度の線以西、明石市明石城と小豆島星ヶ城を結んだ線以北の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 7 播磨灘における禁止解除区域のうち、姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 8 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域）のうち姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域及び赤穂市取揚島、播磨灘北航路第7号、同第8号各灯浮標及び姫路市上島灯台を順次結んだ線以北の区域を除く。
- 9 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以南の区域）のうち姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

#### 別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

#### 別記3 条件

- 1 兵庫県、大阪府界から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）に至る間及び神戸港和田防波堤基部以西の最大高潮時海岸線、並びに神戸港第1防波堤及び同第6防波堤並びに同第1防波堤南東端と第6防波堤基部を結ぶ線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。ただし、手繰第2種漁業いかなごばっち網漁業については、操業区域のとおりとする。
- 2 次の(6)、(7)及び(4)を順次結んだ2直線以内の海面並びにたつの市岩見、室津界以東の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面（ただし、上島を除く姫路市各島しょの周辺においては、最大高潮時海岸線から700メートル以内の海面）においては、操業してはならない。
  - (1) たつの市地ノ唐荷島頂上
  - (2) 赤穂市取揚島頂上
  - (3) 赤穂市鷗和と同市福浦との最大高潮時海岸線における境界点
  - (4) 岡山県備前市鹿久居島東端
  - (5) 岡山県備前市大多府島南端
  - (6) (5)と(1)を結んだ直線の延長線とたつの市における最大高潮時海岸線との交差点
  - (7) (3)と(2)とを結んだ直線の延長線と(5)と(1)とを結んだ直線との交差点
- 3 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 4 手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。
- 5 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。ただし、手繰第3種漁業まんが漁業についてはこの限りではない。
- 6 たちうおを目的として操業してはならない。

- 7 たこつぼ漁業、いいたこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 8 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 9 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。
- 10 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは20メートルを超えてはならない。
- 11 手繰第2種漁業で16メートル以下の張木を使用するときは、漁具を曳網する曳綱は、1本を超えてはならない。
- 12 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。
- 13 手繰第2種漁業は、漁具を曳網する曳綱は、1本を超えてはならない。
- 14 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
- 15 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業を操業してはならない。
- 16 手木と張木が一体をなす構造にあっては、金属製手木を使用してはならない。
- 17 板びき網漁業は、午後3時30分から翌日午前3時30分に至る間は、操業してはならない。
- 18 手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

|    |                  |                  |                  |                  |
|----|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 期間 | 3月から4月まで         | 5月から8月まで         | 9月から10月まで        | 11月から翌年2月まで      |
| 時間 | 午前5時から<br>午後7時まで | 午前4時から<br>午後8時まで | 午前5時から<br>午後7時まで | 午前6時から<br>午後6時まで |

- 19 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を超えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。
- 20 そろばんこぎ網漁業のそろばん網（そろばん玉を付けた沈子網）は1本とし、そろばん網以外に鉄鎖等前沈子を使用してはならない。なお、そろばん網を弛ませて使用してはならない。
- 21 そろばんこぎ網漁業の金属製そろばん玉は、鋳物とし、次の規格以外のものを使用してはならない。

|             |              |              |
|-------------|--------------|--------------|
| 直径          | 本体中央部の肉厚     | 周縁部の肉厚       |
| 11センチメートル以下 | 1.5センチメートル以上 | 0.5センチメートル以上 |

- 22 板びき網漁業に使用する板の大きさは、長さ1メートル25センチメートル、幅60センチメートルを超えてはならない。



**兵庫県告示第531号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年5月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区    | 制限措置              |      |                   |          |       |    |           |
|-------|-------------------|------|-------------------|----------|-------|----|-----------|
|       | 漁業種類              | 操業区域 | 漁業時期              | 推進機関の馬力数 | 総トン数  | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 神戸市東部 | 手繰第3種漁業<br>石こぎ網漁業 | 別記1  | 1月1日から<br>3月31日まで | 別記2      | 5トン未満 | 1隻 | 定めなし      |

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和5年5月9日から同年6月9日まで
- 3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 兵庫県、大阪府界からの尼崎沖埋立処分場南西端に至る間の最大高潮時海岸線並びに神戸港第1防波堤及び同第6防波堤並びに同第1防波堤南東端と同第6防波堤基部を結ぶ線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。

イ 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。

ウ たこつぼ漁業、いいたこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。

エ 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を越えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。

オ 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。

カ たちうおを目的として操業してはならない。

別記1 操業区域

神戸港第4突堤南東端より164度の線以東の兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（第6防波堤、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）を除く。

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下



兵庫県告示第532号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年5月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) 瀬戸内海機船船びき網漁業

| 地区    | 制限措置           |                                                       |      |          |        |    |           |
|-------|----------------|-------------------------------------------------------|------|----------|--------|----|-----------|
|       | 漁業種類           | 操業区域                                                  | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数   | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 淡路市東浦 | いわし・いかなご船びき網漁業 | 洲本市安乎町平安浦、淡路市里界から淡路市松帆・野島江崎界に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注) | 周年   | 別記       | 10トン未満 | 2隻 | 定めなし      |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年5月9日から同年6月9日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

- ア 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- イ 午後3時から翌日午前4時までは操業してはならない。
- ウ 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

| 火船の隻数 | 電気設備                |             |
|-------|---------------------|-------------|
|       | 火船1隻当たりの設備容量        | 1統当たりの総設備容量 |
| 2隻以下  | 集魚燈に使用する電球 500ワット以下 | 1,000ワット以下  |

別記 推進機関の馬力数

|                 | 推進機関の馬力数                                                                                 |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小型機船底びき網漁業との兼業船 | 48キロワット若しくは旧漁船法馬力数15馬力以下                                                                 |
| 上記以外の船舶         | 110キロワット若しくは旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない。 |

(注)「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。



兵庫県告示第533号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年5月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区                        | 制限措置 |      |      |          |      |    |           |
|---------------------------|------|------|------|----------|------|----|-----------|
|                           | 漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 神戸市                       | 建網漁業 | 別記   | 周年   | 定めなし     | 定めなし | 1隻 | 定めなし      |
| 二見町<br>播磨町<br>加古川市<br>高砂市 | 建網漁業 | 別記   | 同上   | 同上       | 同上   | 1隻 | 同上        |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年5月9日から同年6月9日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。

別記 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く。」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。
- 2 明石市江井島港西防波堤灯台と鹿ノ瀬高蔵瀬東灯浮標を結ぶ線及び淡路市江崎灯台と姫路市上島を結ぶ線並びに高砂市東播磨港伊保灯台と姫路市上島を結ぶ線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区域を除く。



**兵庫県告示第534号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年5月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置      |                                                                                   |                |          |      |    |           |
|----|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------|------|----|-----------|
|    | 漁業種類      | 操業区域                                                                              | 漁業時期           | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 東浦 | あかした刺し網漁業 | 淡路市鶴崎と大阪府岸和田市木材港北端を結んだ線から、洲本市三ツ川河口と大阪府泉南郡岬町深日港北端を結んだ線に至る兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。（注） | 6月15日から8月15日まで | 定めなし     | 定めなし | 1隻 | 定めなし      |

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和5年5月9日から同年6月9日まで
- 3 備考  
この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年3月31日までとする。



**兵庫県告示第535号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年5月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置



| 地区  | 制限措置   |       |                 |          |      |     |           |
|-----|--------|-------|-----------------|----------|------|-----|-----------|
|     | 漁業種類   | 操業区域  | 漁業時期            | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数  | 漁業を営む者の資格 |
| 家島町 | かに刺網漁業 | 別記(注) | 7月16日から10月15日まで | 定めなし     | 定めなし | 37隻 | 定めなし      |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年5月30日から同年6月30日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年7月16日から令和6年3月31日までとする。

別記 操業区域

次の点によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域を除く。

- 1 播磨灘北航路第6号灯浮標
- 2 播磨灘北航路第7号灯浮標
- 3 播磨灘北航路第8号灯浮標
- 4 姫路八木港西防波堤灯台と姫路市上島頂上の見通し線と、東播磨港高砂西防波堤灯台と播磨灘北航路第8号灯浮標の見通し線との交点
- 5 姫路市上島頂上
- 6 播磨灘北航路第9号灯浮標
- 7 姫路市加島南端
- 8 姫路市小松島西端



兵庫県告示第536号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年5月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置  |      |      |                |          |      |    |           |
|----|-------|------|------|----------------|----------|------|----|-----------|
|    | 漁業種類  | 操業区域 |      | 漁業時期           | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 由良 | ひき縄漁業 | たちうお | 別記の1 | 周年             | 定めなし     | 定めなし | 1隻 | 定めなし      |
|    |       | たちうお | 別記の2 | 6月1日から12月31日まで |          |      |    |           |
|    |       | その他  | 別記の3 | 周年             |          |      |    |           |
| 湊  | ひき縄漁業 | 別記の4 |      | 周年             | 同上       | 同上   | 1隻 | 同上        |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年5月9日から同年6月9日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く。」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 洲本市由良町内田・小路谷界と大阪府阪南市男里川河口左岸を結んだ線から淡路市松帆までの兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 1以外の洲本市地先海面。ただし、同市五色町海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 3 洲本市地先海面。ただし、同市五色町海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 4 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀に至る淡路西浦海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第537号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年5月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区    | 制限措置      |                      |                |          |      |      |           |
|-------|-----------|----------------------|----------------|----------|------|------|-----------|
|       | 漁業種類      | 操業区域                 | 漁業時期           | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数   | 漁業を営む者の資格 |
| 西浦、南浦 | たちうおひき縄漁業 | 洲本市から淡路市松帆に至る海面（大阪湾） | 6月1日から12月31日まで | 定めなし     | 定めなし | 定めなし | 別記        |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年7月7日から同年11月30日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年5月31日までとする。

別記 漁業を営む者の資格

大阪湾漁業調整協議会により大阪湾漁業協定書に基づく入漁を認められている者



兵庫県告示第538号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年5月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置   |      |                |          |      |    |           |
|----|--------|------|----------------|----------|------|----|-----------|
|    | 漁業種類   | 操業区域 | 漁業時期           | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 伊保 | いかかご漁業 | 別記   | 4月15日から7月10日まで | 定めなし     | 定めなし | 1隻 | 定めなし      |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和5年5月9日から同年6月9日まで

3 備考  
この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年3月31日までとする。

別記 操業区域

高砂市曾根町地先から同市伊保町地先海面のうち、次の点1から4を結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

- 1 姫路市大塩町天川川尻右岸導流堤（通称十三段波止）基部
- 2 高砂市荒井町地先高砂西部埋立地護岸南西角
- 3 1から207度2,000メートルの点
- 4 2から203度30分1,400メートルの点



兵庫県告示第539号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年5月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和5年5月1日から令和6年3月25日まで
- 3 作業地域  
神崎郡神河町大河地内



兵庫県告示第540号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年5月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（数値図化）
- 2 作業期間  
令和5年4月24日から同年7月29日まで
- 3 作業地域  
丹波篠山市の一部



兵庫県告示第541号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和5年5月10日から供用を開始する。

その関係図面は、令和5年5月9日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年5月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                              |    |                  |              |           |
|--------------|------------------------------------|----|------------------|--------------|-----------|
|              | 区間                                 | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考        |
| 県道<br>相川下清水線 | 洲本市千草字重成己570番1から<br>同市千草字防ノ内庚6番5まで | 旧  | 10.0から<br>19.0まで | 108.0        |           |
|              |                                    | 新  | 11.0から<br>32.0まで | 136.0        | 迂回路<br>含む |



**兵庫県告示第542号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年5月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

| 区域名 | 市郡名   | 区町名 | 町大字名 | 小字名           | 地番                                                                                          |
|-----|-------|-----|------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一印谷 | 丹波篠山市 |     | 一印谷  | 池ノ下西坪<br>池ノ上坪 | 163番の一部、164番の一部、165番から167番まで、168番の一部、168番1、163番から164番に至る地先の道路敷の一部<br>1037番の一部、1037番1、1037番2 |

**公 告**

**軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告**

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

令和5年5月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

免税軽油使用者証

| 業種 | 記号・番号   | 有効期限      | 使用者の住所 | 交付県民局、<br>県民センター | 紛失年月   |
|----|---------|-----------|--------|------------------|--------|
| 船舶 | A303990 | 令和5年9月30日 | 明石市    | 東播磨県民局           | 令和5年3月 |



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年5月9日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

県立特別支援学校大型スクールバス（観光型）2台

- (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限  
令和6年2月29日（木）
- (4) 納入場所  
県立芦屋特別支援学校及び県立こやの里特別支援学校  
（詳細は仕様書のとおり）
- (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。
- 2 一般競争入札参加資格
- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込及び入札の方法等  
入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。
- (1) 書面による入札
- ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県出納局物品管理課 担当 久佐賀  
電話 (078) 341-7711 内線4936 F A X (078) 362-3928
- イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
令和5年5月9日（火）から同月23日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- ウ 入札・開札の日時及び場所  
令和5年6月16日（金）午後2時 兵庫県庁西館小入札室
- エ 入札書の提出期限  
上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和5年6月15日（木）午後5時まで上記アの場所に必着のこと。
- (2) 電子による入札  
兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。
- ア 参加申込みの期間  
令和5年5月9日（火）から同月23日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和5年5月23日（火）は午後4時までとする。）
- イ 入札の日時

令和5年6月9日（金）午後5時から同月16日（金）午後2時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

#### 4 仕様確認について

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

##### ア 受付期間

令和5年5月10日（水）から同年6月2日（金）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和5年5月10日（水）から同月23日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和5年5月23日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

##### イ 受付場所

上記3(1)アに同じ

##### ウ 提出書類

- (7) 仕様確認申込書  
(4) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

##### エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

##### オ 確認の結果

令和5年6月9日（金）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。  
(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

#### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和5年6月14日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和5年6月30日（金）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Motohiko Saitou, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Large-sized school buses 2 vehicle

(3) Delivery period: February 29, 2024

(4) Delivery place:

Ashiya special school in Hyogo and Koyanosato special school in Hyogo (details are described in the specification)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 May 23, 2023

(6) Deadline for tender:

14:00 June 15, 2023 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 June 16, 2023 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms. Kusaga, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4936



## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年5月9日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

県立特別支援学校大型スクールバス（路線型スロープなし）3台

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和6年2月29日（木）

(4) 納入場所

県立いなみ野特別支援学校及び県立こやの里特別支援学校

（詳細は仕様書のとおり）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までには物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札の参加申込及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

### (1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 久佐賀

電話 (078) 341-7711 内線4936 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和5年5月9日（火）から同月23日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札・開札の日時及び場所

令和5年6月16日（金）午後3時 兵庫県庁西館小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和5年6月15日（木）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

### (2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和5年5月9日（火）から同月23日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和5年5月23日（火）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和5年6月9日（金）午後5時から同月16日（金）午後3時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

## 4 仕様確認について

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和5年5月10日（水）から同年6月2日（金）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）



なお、電子入札システムによる場合は、令和5年5月10日（水）から同月23日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和5年5月23日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

(7) 仕様確認申込書

(4) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和5年6月9日（金）午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和5年6月14日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和5年6月30日（金）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否



の日時までには物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 入札の参加申込及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

#### (1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 久佐賀

電話 (078) 341-7711 内線4936 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和5年5月9日（火）から同月23日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札・開札の日時及び場所

令和5年6月16日（金）午後4時 兵庫県庁西館小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和5年6月15日（木）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

#### (2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和5年5月9日（火）から同月23日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和5年5月23日（火）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和5年6月9日（金）午後5時から同月16日（金）午後4時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

### 4 仕様確認について

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和5年5月10日（水）から同年6月2日（金）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和5年5月10日（水）から同月23日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和5年5月23日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

(7) 仕様確認申込書

(4) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

## エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

## オ 確認の結果

令和5年6月9日（金）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和5年6月14日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和5年6月30日（金）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要作成

- (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Motohiko Saitou, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:  
Middle-sized school buses 9 vehicle
- (3) Delivery period: February 29, 2024
- (4) Delivery place:  
Ashiya special school in Hyogo and other five special schools in Hyogo (details are described in the specification)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 May 23, 2023
- (6) Deadline for tender:  
14:00 June 15, 2023 by direct delivery, electronic bidding system  
17:00 June 16, 2023 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Ms.Kusaga, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 4936